

写

国 監 告 第 3 号

定 期 監 査 結 果 の 公 表 に つ い て

地方自治法第199条第9項の規定により、平成29年度
第1回定期監査の結果を別紙のとおり公表します。

平成29年6月9日

国立市監査委員 伯 道 夫

平成 29 年度第 1 回定期監査報告書

1 . 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、並びに国立市監査委員条例第 2 条の規定に基づく定期監査

2 . 監査の対象部局

選挙管理委員会事務局

3 . 監査の範囲

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況

4 . 監査の期間

平成 29 年 4 月 13 日（木）～平成 29 年 6 月 8 日（木）

5 . 説明等聴取及び実査日

平成 29 年 5 月 24 日（水）

6 . 監査の主眼

- (1) 事務事業の執行に当たっては、能率的、効率的に行われ改善すべき点はないか。
- (2) 組織は簡潔で合理的なものとなっているか。
- (3) 事務の執行は法令等に従って適正に行われているか。
- (4) 社会経済情勢の変化に合致しない制度が存在しないか。
- (5) 事務事業の実態が形骸化していないか。
- (6) 事務分掌、職員配置が適正であるか。
- (7) 予算の執行が適正であるか。
- (8) 財務事務が適正に処理されているか。
- (9) 業務が円滑に執行されているか。
- (10) 各契約事務が適正であるか。
- (11) 公印の使用・管理が適正であるか。
- (12) 個人情報の管理状況が適正であるか。
- (13) 郵券の管理が適正であるか。
- (14) 備品の管理が適正であるか。

7. 監査の方法

財務に関する事務の執行及び業務の管理運営が関係法令に基づき、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、関係書類を審査し担当職員から説明を聴取して通常実施すべき監査手続きにより実施した。

8. 監査の結果

今回の監査は、選挙管理委員会事務局を対象に平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況について実施した。

その結果、法令等に基づき概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、一部に改善及び検討を要する事項などが見受けられたことから、次のとおり指摘事項及び要望事項として記すので対応されたい。

< 指 摘 事 項 >

(1) 参議院議員選挙執行に伴う郵便料等支出について

参議院議員選挙執行において、投票所入場整理券を送付しているが、第 12 投票所の投票所入場整理券において、投票所の表記を国立第七小学校とすべきところ、間違っ て国立第六小学校として発送してしまった。

その後投票所入場整理券の訂正についてははがきを送付しているが、はがきは 4,571 枚送付し、郵便料 237,692 円、はがき用紙代 5,767 円の支出をしている。

投票所入場整理券の印刷時において十分な確認が行われていれば、このような余分な郵便料等の支出は防げたはずである。

今後はこのようなことがないように事務処理は慎重にされたい。

(2) 寒冷時における投票所の管理・運営について

平成 28 年 12 月 25 日(日)に執行された国立市長選挙の投票日において、投票所である国立第四小学校体育館にて、当日はかなり寒かったため、学校所有のジェットヒーターを借用し使用した。

その際に床に断熱シートを敷かないで使用したため、体育館の床を一部焦がしてしま った。このため体育館床の修繕費も支出されている。

幸いなことに大事には至らなかったが、一歩間違えれば、火事になる恐れもあ った。

今後については、使用にあたっての注意事項など、選挙管理委員会事務局、学 校及び選挙事務従事職員との事前の十分な打ち合わせ等を行い、二度とこのよ うなことがないように注意されたい。

< 要 望 事 項 >

(1) 選挙事務従事者等の昼食・夕食の弁当業者契約事務について

東京都知事選挙執行に伴う投票事務従事者等の昼食及び夕食の弁当購入につい て、契約書類の決裁を確認したところ、3 社の業者見積書が添付されているが、う ち 1 社の見積書が FAX の見積書のままとっており、見積書原本の確認が出来な かった。

主管課発注の決裁等には必ず見積書の原本を添付することになっており、適正な契約行為を行っていることを証するものであるため、今後は十分な確認を行い、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 国立市長選挙執行に伴う投開票従事者の勤務実績について

国立市長選挙執行に伴う投開票従事者の勤務実績について確認したところ、1職員の投票日当日の勤務時間数の一部が、支払額確認書類では前日の勤務時間欄に記載されていた。

また、従事者に記載させる事務従事者状況報告書に時間の記載誤りや記載漏れが見受けられた。

手当支払いにあたっての確認書類となるため、今後このようなことがないように十分に書類の確認をされたい。

(3) 国立市長選挙執行に伴う選挙運動の公費負担金支出事務について

平成24年度第1回定期監査において、選挙運動の公費負担金執行の適正性を担保するために、「ポスター及びビラ作成費については、作成業者の見積書及び作成した現物の提出を求めること」について検討をお願いしたところである。

今回の監査において確認したところ、国立市長選挙執行時においては、急ぎよの選挙であったため、国立市独自で作成している公費負担の手引きを編集している時間的な猶予がなかったこともあり、明細書の徴取などの履行確認は、行われていなかった。

選挙運動の公費負担金支出については、より適正性・透明性が求められるものであり、今後については、確実に履行確認をされたい。

9. 監査対象部局の概要

(1) 職員配置状況

平成29年3月31日現在(単位:人)

課名	局長	主幹	局長補佐	係長	主査	主任	主事	再任用	嘱託員	合計
									臨時職員	
選挙管理委員会事務局	1			1				1		3

(2) 事務分掌

選挙管理委員会事務局

公告式に関すること。

公印の保管に関すること。

会議に関すること。

規程の制定、改廃に関すること。

人事および給与に関すること。

予算の経理および物品の出納保管に関すること。

文書の收受発送ならびに、編さん、保存に関すること。

政治資金規正法に関すること。

裁判員候補者予定者名簿の調製に関すること。
検察審査会候補者予定者名簿の調製に関すること。
啓発宣伝に関すること。
各種選挙の管理執行に関すること。
選挙に関する記録、統計に関すること。
選挙法令の研究調査に関すること。
選挙人名簿の調製等に関すること。
選挙人名簿の異動整理に関すること。
直接請求に関すること。
選挙争訟に関すること。
その他、選挙事務に関すること。

以上